

平成16年 4 月 1 日

規 則 第 8 号

改正（施行）平17則13(17. 6. 17)

平17則20(17. 12. 1)

平18則 2 (18. 4. 1)

平19則 9 (19. 4. 1)

平19則33(19. 11. 8)

平20則 1 (20. 1. 10)

平20則 5 (20. 4. 1)

平20則14(20. 4. 22)

平20則17(20. 7. 23)

平20則22(20. 12. 2)

平21則 4 (21. 3. 5)

平21則 7 (21. 3. 31)

平21則21(21. 6. 1)

平21則24(21. 6. 8)

平21則27(21. 7. 1)

平21則33(21. 12. 1)

平22則 7 (22. 4. 1)

平22則24(22. 12. 1)

平23則12(23. 12. 22)

平24則 4 (24. 4. 1)

平24則 8 (24. 7. 1)

平24則14(24. 9. 28)

平25則10(25. 4. 1)

平25則17(25. 6. 20)

平25則27(25. 12. 5)

平26則 8 (26. 12. 18)

平26則14(27. 1. 1)

平27則 4 (27. 4. 1)

平28則 2 (28. 3. 3)

平28則 6 (28. 4. 1)

平29則 1 (29. 2. 2)

平29則10(29. 4. 1)

平30則 1 (30. 2. 8)
平30則10(30. 4. 1)
平31則 1 (31. 2. 7)
令 2 則 3 (2. 2. 6)
令 2 則 6 (2. 4. 1)
令 2 則26(2. 12. 1)
令 3 則 2 (3. 1. 28)
令 3 則 8 (3. 4. 1)
令 4 則 3 (4. 1. 27)
令 4 則 5 (4. 4. 1)
令 4 則20(4. 6. 7)
令 4 則22(4. 9. 29)
令 5 則 1 (5. 2. 2)
令 5 則 6 (5. 4. 1)
令 6 則 2 (6. 1. 26)
令 6 則 9 (6. 3. 14)
令 6 則14(6. 4. 1)
令 7 則 3 (7. 1. 23)
令 7 則 6 (7. 4. 1)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その指定する当該職員の預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、外部資金獲得手当及び幼稚園教員手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

4 前3項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の区分は、別に定める。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給)

第4条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮して定める。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職俸給表(二) (別表第2)
- (3) 教育職俸給表(一) (別表第3)
- (4) 教育職俸給表(二) (別表第4)
- (5) 教育職俸給表(三) (別表第5)
- (6) 医療職俸給表(一) (別表第6)
- (7) 医療職俸給表(二) (別表第7)

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は別に定める。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第6条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(降格)

第7条 就業規則第17条第1項の規定により降任したときは、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動)

第8条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給の日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、1月1日に行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第10条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じて、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 病気休暇等の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
- (2) 病気休暇等の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、概ねAの昇給区分に係るものについては100分の5とし、Bの昇給区分に係るものについては100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、概ね当該各号に定める割合とする。

- (1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である

者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者 Aの昇給区分に係るものについては100分の10, Bの昇給区分に係るものについては100分の30

- (2) 第36条第4項役職段階別加算表の職務の級欄に掲げられていないもの100分の20（そのうちAの昇給区分に係るものについては100分の5以内）
 - 5 前条の規定により昇給させる場合の号俸数は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号数表に定める号俸数とする。
 - 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。
 - 7 前2項の規定による号俸数が零となる職員は昇給しない。
 - 8 次の第1号から第3号に掲げる職員は、この条の第1項第4号に掲げる職員に該当するものとし、第4号及び第5号に掲げる職員は、この条の第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。
 - (1) 基準期間（第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（第4号に規定するものを除く。）を受けた職員
 - (2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員
 - (3) 基準期間において、第1号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員
 - (4) 基準期間において、停職の処分、減給の処分（第1号に規定するものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた職員
 - (5) 基準期間において、前号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員
- （特別の場合の昇給）

第11条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第9条の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 学長が定める日
- (3) 学長が特に必要があると認める場合 学長が定める日

(給与の計算期間)

第12条 俸給及び諸手当の計算期間は、1月の初日から末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の計算期間は、別に定める。

(給与の支給日)

第13条 俸給及び諸手当(第2項及び第3項に規定するものを除く。)の支給日は、毎月1回、その月の17日とし、その月の全額を支給する。ただし、17日が土曜日、日曜日又は国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規程第15号。以下「勤務時間規則」という。)第5条第2号に規定する休日(以下第一項において「休日」という。)に当たる場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日(15日が休日に当たるときは、18日)

(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日(16日が休日に当たるときは、15日)

(3) 17日が休日に当たるとき 18日

2 特殊勤務手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給日は翌月の17日とし、前項の規定に準じて支給する。

3 外部資金獲得手当の支給日は3月10日(その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)とする。

4 賞与の支給日は6月30日及び12月10日(その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)とする。

5 前各項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の支給日は、別に定める。

(非常時払い)

第14条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(俸給の日割計算)

第15条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額、その月の現日数から勤務時間規則第5条の規定による休日(同規則第6

条から第8条の規定により休日とされた日を含む。以下「休日等」という。)の
日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 諸手当

(俸給の調整額)

第16条 大学院を担当する教員及び附属特別支援学校の教員で別表第8に掲げる
者には、その職務の特殊性に基づき、同表に定める区分に応じた調整数に別表第
9における職務の級に応じた調整基本額に乗じて得た額を、俸給の調整額として
支給する。ただし、その額が俸給月額¹の100分の25を超えるときは、俸給月額¹の
100分の25に相当する額とする。

(管理職手当)

第17条 管理又は監督の地位にある職員で別表第10に掲げる者には、その特殊性
に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の額は、当該職員の区分及び職名に応じた管理職手当額欄に掲げ
る額とする。ただし、職員が管理職手当を支給する二以上の区分及び職名に該当
する場合は、算定割合の最も高い区分及び職名の一に応じた算定割合を適用する。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額²は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合
における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額
を含むものとする。

(教職調整額)

第18条 附属学校に勤務する教員であって教育職俸給表(二)又は教育職俸給表
(三)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が特2級、2級又は1級で
ある者に対し、義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、そ
の者の俸給月額³の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

(初任給調整手当)

- 第19条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の
補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員(教育職俸給表(一)の適
用を受ける教員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許
証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者
に限る。)には、月額51,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内
の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当と
して支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとな
った職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、同項の規定に準じて、
初任給調整手当を支給する。
 - 3 初任給調整手当の月額⁴は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後
の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を届け出なければならない

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者があ

る場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一） 9 級以上職員から一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、一般職（一） 9 級以上職員以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9 級以上職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職
(一) 8級職員等が一般職 (一) 8級職員等及び一般職 (一) 9級以上職員
以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族
たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 (一) 9級以
上職員以外のものが一般職 (一) 9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で
一般職 (一) 8級職員等及び一般職 (一) 9級以上職員以外のものが一般職
(一) 8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定
期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第21条 職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の
月額合計額に、100分の13を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者が、引き続き本学職
員となった場合であって、当該採用の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給
割合（以下「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に勤務してい
た地域に係る地域手当の支給割合（以下、「採用前の支給割合」という。）に達し
ないこととなるときに、採用の事情、当該勤務することとなった日の前日におけ
る勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上
必要があると認められる場合（当該採用の日の前日に勤務していた地域に引き続
き6月を超えて勤務していた場合に限る。）は、当該職員には、前項の規定にか
かわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が採
用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から1年を経過するまでの間。）、
俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次
の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地
域手当を支給する。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過するまでの間 採用前の支給割合
(採用前の支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の
日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期
間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(住居手当)

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、
月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(別に定める職員を除く。)

- (2) 第24条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に

定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める場合を除く。）に係る最初の月における第13条に定める日に支給する。

6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合

には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

9 通勤手当を支給される職員につき、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

10 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

（単身赴任手当）

第24条 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であつた者から引き続き本学職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次に定める額を加算した額）とする。

(1)	100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円
(2)	300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
(3)	500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
(4)	700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
(5)	900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
(6)	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
(7)	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
(8)	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
(9)	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
(10)	2,500キロメートル以上	70,000円

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

- 4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第25条 著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当
- (4) 教職大学院業務手当
- (5) 高所作業手当
- (6) 安全衛生管理手当
- (7) 大学入学共通テスト手当

3 前項に規定する特殊勤務手当に係る特殊業務において、勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間を超え、又は休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第34条の規定にかかわらず、勤務1時間あたりの給与額を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

（教員特殊業務手当）

第26条 教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち職務の級が特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶときに支給する。

- (1) 当該附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの。

- ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- イ 児童又は生徒の負傷，傷病等に伴う救急の業務
- ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で，泊を伴うもの又は休日等に行うもの
- (4) 当該附属学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの
- 2 教員特殊業務手当の額は，業務に従事した日1日につき，業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際に，心身に著しい負担を与えるとして認める業務に従事した場合にあっては，12,800円）
前項第1号イ及びウの業務	6,000円
前項第2号及び第3号の業務	3,400円
前項第4号の業務	2,400円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第27条 教育実習等指導手当は，附属学校に勤務する教員が，大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずる業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき1,000円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第28条 教育業務連絡指導手当は，附属学校に勤務する教員のうち，次の表に定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務を担当する教員が，当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

学校種別	主任等
附属小学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任
附属中学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事
附属高等学校及び国際中等教育学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事，進路指導主事
附属特別支援学校	各部の主任，教務主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事（中学部・高等部），進路指導主事（高等部）

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき4,200円とする。

(教職大学院業務手当)

第28条の2 教職大学院業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち、東京学芸大学特命教授等に関する規程(平成16年規程第48号)第2条に定められた、大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻の特命教授等を命じられた教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき11,900円とする。

3 前2項にかかわらず、附属学校に勤務する教員のうち、教職専門実習に従事した教員に、従事した年度1年度につき20,000円を支給する。

(高所作業手当)

第29条 高所作業手当は、財務・研究推進部施設課に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)とする。

(安全衛生管理手当)

第30条 安全衛生管理手当は、国立大学法人東京学芸大学職員安全衛生管理規則(平成16年規則第16号。以下「安全衛生管理規則」という。)第8条、第9条及び第14条の規定に基づき、次に掲げる職務を担当する者にそれぞれの区分に応じた額を支給する。

職務	手当額(月額)
産業医	10,000円
衛生管理者	2,000円
作業環境測定士	5,000円

(大学入学共通テスト手当)

第30条の2 大学入学共通テスト手当は、大学入学共通テストの実施日における試験の業務に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき6,000円とする。ただし、業務に従事する時間が4時間を超えない場合は、3,000円とする。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項の手当の月額、職務の級及びその者が受ける号俸の別に応じて別表第12に掲げる額とする。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第18条各号に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給

与を支給する。

(超過勤務手当)

第33条 1日7時間45分を超え、若しくは1週間38時間45分を超えて勤務すること(以下「超過勤務」という。)を命ぜられた職員には、超過勤務をした全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 1箇月の超過勤務の時間数に応じた超過勤務手当の率は次のとおりとする。なお、この場合、1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間を超え、60時間以下 労使協定で定める率

ウ 60時間超え 100分の150

(2) 1年間の超過勤務時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の率は、労使協定で定める率とする。

(3) この項の定めにより超過勤務手当を支給すべき時間につき、次項の定めによる超過勤務手当が支給されることとなる場合には、前2号で定められた支給率が次項で定められた率を上回る場合のみ、前2号で定められた率から次項で定める率を控除した率の超過勤務手当を支給することとする。

2 休日等に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、教育業務連絡指導手当、安全衛生管理手当、義務教育等教員特別手当及び幼稚園教員手当の月額合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第17条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が次の各号に掲げる勤務をした場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合

2 前項の手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第17条に定める管理職手当の適用区分に応じ次の表に定める額とする。

適用区分	前項第 1 号の勤務の支給額 (実働時間が 6 時間を超える場合)	前項第 2 号の勤務 の支給額
I 種	12,000円 (18,000円)	6,000円
II 種	10,000円 (15,000円)	5,000円
III 種	8,000円 (12,000円)	4,300円
IV 種	6,000円 (9,000円)	3,500円
V 種	4,000円 (6,000円)	3,000円

(外部資金獲得手当)

第35条の 2 外部資金獲得手当は、外部資金の獲得を通じて本学における研究の振興に貢献した教員で、本手当により外部資金獲得に対する還元を選択した者に支給する。

2 外部資金獲得手当を含む外部資金獲得に対する還元に関する事項は、東京学芸大学における外部資金に係る間接経費等取扱要項（令和 2 年 3 月 12 日制定）の定めるところによる。

(幼稚園教員手当)

第35条の 3 幼稚園教員手当は、附属幼稚園に勤務する副園長（兼務者を除く。）、主幹教諭、教諭及び養護教諭に支給する。

2 前項の手当の月額は、9,000円とする。

(返還義務)

第35条の 4 事実と反する届出等により不正又は不当に、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当又は外部資金獲得手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。この場合、故意により本学に損害を与えたものとして懲戒の処分をすることがある。

第 3 節 賞与

(期末手当)

第36条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第 13 条第 4 項で定める日（次条及び第 38 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職（就業規則第 14 条第 1 項及び第 33 条第 4 号又は第 5 号の規定による解雇を除く。）した職員（第 40 条第 9 項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 125 を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する職員のうち、第 17 条に定める区分が I 種及び II 種である職員（以下

「特定幹部職員」という。) にあつては、100分の105を乗じて得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 次の役職段階別加算表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算表に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職（二）	5級	100分の10
	4級・3級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
教育職（一）	5級	100分の15（学長が定めるものにあつては100分の20）
	4級・3級	100分の10（学長が定めるものにあつては100分の15）
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
教育職（二） （三）	4級	100分の15
	3級・特2級	100分の10
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5（学長が定めるものにあつては100分の10）
医療職（一）	6級以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
医療職（二）	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級（学長が定め	100分の5

	るものに限る。)	
--	----------	--

(管理職加算表)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I 種	7 級以上	100分の25
	II 種		100分の15
教育職(一)	II 種	5 級	100分の15

5 附属幼稚園に勤務する副園長（兼務者を除く。）、主幹教諭、教諭及び養護教諭の期末手当については、24,270円に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第2項の表に定める割合を乗じて得た額を、前2項の期末手当の額に加算する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第14条第1項の規定により解雇され又は第33条第4号若しくは第5号の規定による解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第38条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると

認めるとき。

2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第13条第4項に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた割合に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15

15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第39条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 第2項に規定する勤務成績による割合は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、学長が定める。
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の124以上100分の315以下（特定幹部職員にあっては、100分の148以上100分の375以下）
 - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の112.5以上100分の124未満（特定幹部職員にあっては、100分の133.5以上100分の148未満）
 - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の101（特定幹部職員にあっては、100分の121）
 - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の101未満（特定幹部職員にあっては、100分の121未満）
- 7 前項第1号及び第2号に定める職員の数の合計の割合は、それぞれの職員の総数に占める次に定める程度とする。
- (1) 特定幹部職員以外 100分の30
 - (2) 特定幹部職員 100分の28

第3章 給与の特例

（休職者の給与）

第40条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労災保険法による休業補償給付又は休業給付を受ける額（休業特別支援金を含む。）に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当

して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、幼稚園教員手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する職員にあっては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給与の全額を支給する。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教員手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第18条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第18条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上若しくは通勤による生死不明又は所在不明の場合は、100分の100以内）を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第18条第1項第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 就業規則第18条の規定により休職にされた職員には、他の規則その他別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項及び第5項から第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第36条第1項に規定する基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは、「第40条第9項」と読み替えるものとする。
- 11 第3項の休職の期間の計算にあたっては、復職後6月以内に同一傷病により再度休職にされたときは、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

（俸給の半減）

第41条 第32条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る安全衛生管理規則第20条第2項の規定に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための勤務時間規則第22

条による病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給、俸給の調整額の半額を減ずる。

- 2 前項に定められた場合における教職調整額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額はその半減後の額となる。

（俸給月額の減額支給等）

第41条の2 削除

（育児休業中の給与）

第42条 国立大学法人東京学芸大学育児休業等規則（平成16年規程第6号。この条において「育児休業規則」という。）第4条第1項に規定する育児休業及び第11条の3第1項に規定する出生時育児休業を申し出た職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業及び出生時育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

- 5 職員が、育児休業規則第14条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業中の給与）

第43条 国立大学法人東京学芸大学介護休業等規則（平成16年規程第7号。この条において「介護休業規則」という。）第5条第1項に規定する介護休業を申し出た職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 5 職員が、介護休業規則第4条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(自己啓発等休業中の給与)

第43条の2 国立大学法人東京学芸大学自己啓発等休業規則（平成28年規則第11号。以下「自己啓発等休業規則」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を取得している職員（以下「自己啓発等休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(配偶者同行休業中の給与)

第43条の3 国立大学法人東京学芸大学配偶者同行休業規則（平成28年規則第12号。以下「配偶者同行休業規則」という。）第2条第3項に規定する配偶者同行休業を取得している職員（以下「配偶者同行休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第4章 補則

(補則)

第44条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 3 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日の前日に認定されていた届出をもって、この規則による届出があったものとみなす。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の7の適用を受けていた者には、施行日から平成17年3月31日までの間、施行日の前日において、改正前の給与法第11条の7の規定により支給されていた支給割合を都市手当の支給割合と読み替えて適用するものとする。
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条の規定の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。
- 7 承継職員のうち、施行日の前日において俸給の特別調整額を支給されており、施行日以降引き続き当該管理職手当を支給される者のうち、施行日以降の支給割合が低くなる者について、次に掲げるとおり経過措置を設けることとする。
- (1) 事務系職員については、その者が在職期間中は従前の支給割合とする。

(2) 大学教員については、その者の施行日の前日から引き続く在任期間中（再任の場合を除く。）は、従前の支給割合とする。

(3) 附属教員については、平成17年3月31日までの間は、従前の支給割合とする。

8 その他この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則（平17則13）（抄）

平成17年4月1日から適用する。

附 則（平17則20）（抄）

ただし、別表第10（管理職手当支給割合（第17条関係））中大学院課長の項を削る改正規定については、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平18則2）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（級及び号俸の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第9までの俸給表の適用を受けていた職員（切替日の前日において、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第26条の規定により、常勤職員の例に準じて給与を支給されていた有期雇用職員及び国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事給与規則（平成16年規則第22号）第3条の規定により給与を支給されていた附属学校運営参事を含む。第4項において「切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員」という。）の切替日における職務の級及び号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた級、号俸及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて学長が別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に採用され又は職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において新たに職員となったものとした場合又は切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

4 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受

ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(学長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

6 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における職員の昇給に関する特例)

7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする

(平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数等に関する特例)

8 平成19年1月1日における特定職員の昇給は、第10条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる特定職員は昇給しない。

(1) この項の規定による号俸数が零となる特定職員

(2) 55歳以上の特定職員で次項第2号又は第3号に掲げる特定職員に該当する者

(3) 次項第3号に掲げる特定職員(55歳以上の特定職員を除く。)で昇給させることが相当でないと認める者

9 平成19年1月1日における特定職員の基準号俸数は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である特定職員 8号俸以上(55歳以上の特定職員にあつては、4号俸以上)

(2) 勤務成績が良好である特定職員 3号俸

(3) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 1号俸以下

10 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員については、前項第3号に掲げる特定職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

11 附則第9項第1号に掲げる特定職員の数、特定職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。

（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等）

12 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）を第9条の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は昇給しない。

(1) この項の規定による号俸数が零となる一般職員

(2) 55歳以上の一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当する者

(3) 次項第3号に掲げる一般職員（55歳以上の一般職員を除く。）で昇給させることが相当でないと認める者

13 一般職員の基準号俸数は、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上（55歳以上の一般職員にあっては、4号俸以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下

14 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

15 附則第13項第1号に掲げる一般職員の数、一般職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。

（地域手当に関する経過措置）

16 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、次に掲げる地域に所在する勤務場所に勤務する職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該各号に掲げる地域に応じた割合を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(1) 世田谷区、練馬区、文京区 100分の12

(2) 小金井市、東久留米市、小平市 100分の11

17 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当（この規則による改正前の第21条の規定による都市手当を含む。）の支給割合（以下、「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から1年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動前の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

附 則（平19則9）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下、「施行日」という。）の前日から引き続き管理職手当の支給対象である職員のうち、この規則による改正後の第17条の規定による管理職手当額が、施行日の前日に受けていた管理職手当額（以下、「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 管理職手当の支給対象である職員のうち、施行日以降に新たに本学の職員となった職員の管理職手当について、前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員との均衡を著しく失すると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則（平19則33）

この規則は平成19年11月8日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平20則1）

- 1 この規則は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 第20条第3項及び第7項の改正規定並びに改正後の別表第1から別表第7までは、平成19年4月1日から適用する。
- 3 第39条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。
- 4 第39条第6項及びこの規則による改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、平成19年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第2項	100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）	100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）
第39条第6項第1号	100 分の86 以上100 分の145以下（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の185以下）	100分の95.5以上100分の155以下（特定幹部職員にあっては、100分の121.5以上100分の195以下）
第39条第6項第2号	100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）	100 分の85 以上100 分の95.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の108以上100分の121.5未満）
第39条第6項第3号	100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）	100分の74.5（特定幹部職員にあっては、100分の94.5）
第39条第6項第4号	100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未満）	100分の74.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の94.5未満）

- 5 この規則による改正後の職員給与規則及びこの規則により読み替える職員給与規則（この項において「改正後の職員給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の職員給与規則に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規則による給与の内払とみなす。

附 則（平20則14）

この規則は平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
ただし、別表第10の附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の区分及び算定割合の改正は平成20年5月1日から適用する。

附 則（平20則22）

この規則は、平成20年12月2日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平21則4）

この規則は平成21年3月5日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平21則7）

- 1 この規則は、平成21年3月31日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、別表第4備考第1号、別表第5備考第1号及び別表第8の改正は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員（別表第4及び5（俸給（第4条第2項関係）の適用を受ける職員に限る。）については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平21則24）

この規則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平21則27）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第10の施設課長の区分及び算定割合の改正は平成21年4月1日から適用する。

附 則（平21則33）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第36条第2項、第39条第2項及び第6項の規定にかかわらず、平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額	12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額
第39条第2項	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の95）
第39条第6項第1号	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の112.5以上100分の180以下）	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の119以上100分の190以下）
第39条第6項第2号	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の100以上100分の112.5未満）	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満）
第39条第6項第3号	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の87）	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の92）

第39条第6項第4号	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の87未満）	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の92未満）
------------	----------------------------------	----------------------------------

- 3 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（適用日に職員である者（ただし、次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.76 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 48 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 4 適用日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要

があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 5 適用日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平22則24）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（平成21年12月1日において、平成21年規則第33号附則第3項から第5項までの適用を受けていた者に限る。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（施行日に職員である者（次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（第41条の2の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
一般職（二）	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
教育職（一）	1級	1号俸から88号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から12号俸まで
教育職（二）	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	特2級	1号俸から48号俸まで
	3級	1号俸から24号俸まで
教育職（三）	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで

	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 12 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 8 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日に平成 18 年規則第 2 号附則第 7 項の適用を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号俸を平成 23 年 4 月 1 日に 1 号俸上位とする調整を行う。

附 則（平23則12）

この規則は、平成23年12月22日から施行し、平成23年10月 1 日から適用する。
ただし、別表第10の環境教育研究センター長及び事務局参事役の職名の改正は平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平24則 4）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（平成 22 年 12 月 1 日において、平成 22 年規則第 24 号附則第 2 項から第 4 項までの適用を受けていた者に限る。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（施行日に職員である者（次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.10 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の

端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第 41 条の 2 の適用を受ける者にあつては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで
	7 級	1 号俸から 16 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 121 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 76 号俸まで
	4 級	1 号俸から 48 号俸まで
	5 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 100 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 52 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 36 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 96 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 24 号俸まで
	7 級	1 号俸から 8 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 92 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 20 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員であつて、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 6 平成25年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 7 平成26年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則（平24則8）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第4条第2項各号の俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成24年規則第4号附則第2項から第5項までに規定する俸給月額を含み、当該職員が第41条の適用を受けるものである場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額

から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
一般職（二）	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級以上	100 分の 7.77
教育職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 4 級	100 分の 7.77
	5 級	100 分の 9.77
教育職（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	特 2 級以上	100 分の 7.77
教育職（三）	2 級以下	100 分の 4.77
	特 2 級以上	100 分の 7.77
医療職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 7 級	100 分の 7.77
	8 級	100 分の 9.77
医療職（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77

3 特例期間においては、本規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (5) 第 40 条第 1 項から第 7 項まで又は第 9 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イから

ホまでに定める額

イ 第 40 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 40 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 40 条第 4 項 前項及び第 2 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 40 条第 5 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 40 条第 9 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額(同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4 特例期間においては、第 25 条、第 32 条及び第 33 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 34 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を 1 年間における 1 月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、第 41 条の 2 の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項第 2 号から第 5 号まで並びに第 4 項の規定の適用については、第 2 項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から第 41 条の 2 第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 3 項第 2 号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から第 41 条の 2 第 2 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から第 41 条の 2 第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から第 41 条の 2 第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項 5 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第 2 号及び第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号及び第 3 号」と、同号ハ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、同号ホ中「第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた第 3 号」と第 4 項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から第 41 条の 2 第 3 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、第 42 条第 5 項の規定の運用については、同項中「第 34 条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

7 特定期間においては、第 43 条第 5 項の規定の適用については、同項中「第 34

条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替え適用する場合を含む。)」とする。

附 則 (平24則14)

- 1 この規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

ただし、別表第 10 の改正は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平25則17)

- 1 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 6 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

附 則 (平25則27)

- 1 この規則は、平成 25 年 12 月 5 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

附 則 (平26則 8)

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 39 条の改正は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

- 2 この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の93 以上 100 分の150以下 (特定幹部職員 にあっては、100	100 分の102.5 以上 100 分の165 以下 (特定幹部職員 にあっては、100

	分の119以上100分の190以下)	分の128.5以上100分の205以下)
第39条第6項第2号	100分の82.5以上100分の93未満(特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満)	100分の91以上100分の102.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の114以上100分の128.5未満)
第39条第6項第3号	100分の72(特定幹部職員にあっては、100分の92)	100分の79.5(特定幹部職員にあっては、100分の99.5)
第39条第6項第4号	100分の72未満(特定幹部職員にあっては、100分の92未満)	100分の79.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の99.5未満)

- 3 平成27年1月1日における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数」とする。

附 則（平27則4）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第41条の2第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(同表の職務の級欄に掲げる職務の級以下である者を除く。以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平28則2）

- この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用す

る。

ただし、第 39 条の改正は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

- 2 この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 106 以上 100 分の 170 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 132 以上 100 分の 210 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 94 以上 100 分の 106 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 117 以上 100 分の 132 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定 幹部職員にあつ ては、100 分の 97)	100 分の 82 (特定 幹部職員にあつ ては、100 分の 102)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 97 未満)	100 分の 82 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 102 未満)

附 則（平 28 則 6）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日において休職中である者については、施行日に休職が開始したものとし、改正後の第 40 条第 11 項の規定を適用する。

附 則（平 29 則 1）

- 1 この規則は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 28 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 125 以上 100	100 分の 112 以上 100 分の 180 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 138 以上 100

	分の200以下)	分の220以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の111以上100 分の125未満)	100分の99.5以 上100分の112未 満(特定幹部職員 にあつては、100 分の122.5以上 100分の138未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定 幹部職員にあつ ては、100分の97)	100分の87(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 107)
第39条第6項第4号	100分の77未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の97未満)	100分の87未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の107未満)

附 則 (平 29 則 10)

(施行期日)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 20 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 20 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの(以下「一般職(一) 8 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、第 5 項中「扶養親族(一般職(一) 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一) 9 級以上職員から一般職(一) 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第 1 号中「場合(一般職(一) 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」

と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を

受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第20条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第20条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第20条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の第20条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職(一)8級職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職(一)9级以上職員から一般職(一)9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9级以上職員から一般職(一)9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職(一)9级以上職員以外の職員から一般職(一)9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等が一般職(一)8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」とあるのは「が一般職(一)8级以上職員等」とする。

附 則(平30則1)

- 1 この規則は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 109 以上 100 分の 180 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 133 以上 100 分の 220 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 98 以上 100 分の 109 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 119 以上 100 分の 133 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97)	100 分の 87 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満)	100 分の 87 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107 未満)

附 則 (平30則10)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 121 以上 100 分の 200 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 145 以上 100 分の 240 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 109 以上 100 分の 121 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 130 以上 100 分の 145 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97)	100 分の 97 (特定幹部職員にあっては、100 分の 117)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満)	100 分の 97 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 117 未満)

- 3 東京学芸大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 4 号）
附則第 2 項中「当分の間」とあるのは、「平成 30 年 3 月 31 日までの間」とする。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）において 37 歳に満たない職員のうち、平成 27 年 1 月 1 日に昇給した職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平31則1）

- 1 この規則は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 36 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の99 以上100 分の160以下（特定幹部職員にあっては、100 分の125 以上100 分の200以下）	100分の126以上100分の210以下（特定幹部職員にあっては、100分の150 以上100分の250以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の125未満）	100 分の114以上100 分の126未満（特定幹部職員にあっては、100分の135 以上100 分の150 未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては、100 分の97）	100分の102（特定幹部職員にあっては、100分の122）
第39条第6項第4号	100分の77未満（特定幹部職員にあっては、100分の97未満）	100分の102未満（特定幹部職員にあっては、100 分の122未満）

附 則（令 2 則 3）

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 6 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、令和元年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の99 以上100 分の160 以下（特定幹部職員にあっては、100分の125 以上100分の200	100 分の131 以上100 分の220 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の155 以上100 分の260以下）

	以下)	
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の111以上100 分の125未満)	100 分の119以上 100 分の131未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の140以上100 分の155未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 97)	100分の107(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 127)
第39条第6項第4号	100分の77未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の97未満)	100分の107未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の127未満)

附 則 (令 2 則 6)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の第 22 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 22 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で附則第 4 項で定める額。以下「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1)改正後の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2)旧手当額から改正後の第 22 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
(適用除外職員)
- 3 前項の規定は、次の各号に掲げる職員については適用しない。
 - (1) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 改正後の第 22 条の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号に該当することとなる職員
 - イ 改正前の第 22 条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項第 1 号に該当しないこととなる職員
 - (2) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項各号のいずれ

か又は全てに該当しないこととなる職員

(3)旧手当額が2,000円以下となる職員

(4)令和2年3月1日において改正前の第22条第1項第1号に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの

ア 改正後の第22条の規定を適用したとしたならば新たに同条第1項第2号にも該当することとなった職員

イ 改正前の第22条第1項第1号に該当しないこととなった職員

(5)令和2年3月1日において改正前の第22条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなった職員

(6)令和2年3月2日から同月31日までの間に改正前の第22条の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第2項の規定により算出される住居手当の月額が2,000円以下となった職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

4 旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1)変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた附則第2項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合(第3号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額

(2)変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額

(3)施行日の前日において改正前の第22条第1項各号のいずれにも該当していた場合 同項各号に規定する住宅に係る家賃の月額それぞれについて、前2号の区分に応じた額

(支給の始期及び終期)

5 附則第2項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(第22条第3項及び第5項の準用)

6 第22条第3項及び第5項の規定は、附則第2項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、第22条第3項中「新たに第1項の

職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「附則第2項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第5項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(令和3年4月1日における届出の特例)

- 7 令和3年3月31日において、附則第2項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に第22条第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第22条第3項の規定により行われた届出（前項において準用する第22条第3項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則（令2則26）

- この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 令和2年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令3則2）

- この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
- 第39条第6項の規定にかかわらず、令和2年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては、100分の125以上100分の200以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては、100分の155以上100分の260以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の 99 未 満（特定幹部職員	100 分の 119 以上 100 分の 131 未 満（特定幹部職員

	にあつては、100分の111以上100分の125未満)	にあつては、100分の140以上100分の155未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の107(特定幹部職員にあつては、100分の127)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の107未満(特定幹部職員にあつては、100分の127未満)

附 則 (令 4 則 3)

- 1 この規則は、令和4年1月27日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、令和3年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあつては、100分の125以上100分の200以下)	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下 (特定幹部職員にあつては、100分の155以上100分の260以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあつては、100分の111以上100分の125未満)	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満 (特定幹部職員にあつては、100分の140以上100分の155未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の107(特定幹部職員にあつては、100分の127)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100 分の 107 未満 (特定幹部職員にあつては、100分の127未満)

附 則 (令 4 則 20)

この規則は、令和4年6月7日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則 (令 4 則 22)

この規則は、令和4年9月29日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
ただし、第3条、第34条、第35条の3、第36条及び第40条の改正は令和4年2月1日から適用する。

附 則（令 5 則 1）

- 1 この規則は、令和 5 年 2 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第39条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては、100分の125以上100分の200以下）	100 分の 140 以上 100分の240以下（特定幹部職員にあっては、100分の164以上100分の280以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 128 以上 100 分の 140 未満（特定幹部職員にあっては、100分の149以上100分の164未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては、100 分の 97）	100分の116（特定幹部職員にあっては、100分の136）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満）	100分の116未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 136 未満）

附 則（令 6 則 2）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、職員の俸給月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 任期を定めて雇用される職員
 - (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- 4 就業規則第 17 条の 2 の規定により管理監督職以外の職へ降任された職員であつて、当該管理監督職以外の職へ降任された日（以下この項において「異動

日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。
- 6 附則第4項の規定による俸給を支給される職員に対する第36条第4項(第39条第4項において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「俸給」とあるのは、「俸給と令和6年規則第2号附則第4項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 附則第2項の適用を受ける職員の俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当(以下「対象手当」という。)の月額は、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。

附 則 (令6則9)

- 1 この規則は、令和6年3月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第36条第2項の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
- 3 第39条第6項の規定にかかわらず、令和5年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分 の 121.5 以上100 分の 205 以	100 分 の 144 以上100分の250以下 (

	下（特定幹部職員にあっては、100分の145.5以上100分の245以下）	特定幹部職員にあっては、100分の166以上100分の290以下）
第39条第6項第2号	100分の110以上100分の121.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の131以上100分の145.5未満）	100分の132以上100分の144未満（特定幹部職員にあっては、100分の151以上100分の166未満）
第39条第6項第3号	100分の98.5（特定幹部職員にあっては、100分の118.5）	100分の120（特定幹部職員にあっては、100分の140）
第39条第6項第4号	100分の98.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の118.5未満）	100分の120未満（特定幹部職員にあっては、100分の140未満）

附 則（令7則3）

- この規則は、令和7年1月23日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
- 令和6年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と読み替えるものとする。
- 第39条第6項の規定にかかわらず、令和6年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の124以上100分の207.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の148以上100分の247.5以下）	100分の126.5以上100分の210以下（特定幹部職員にあっては、100分の150.5以上100分の250以下）
第39条第6項第2号	100分の112.5以上100分の124未満（特定幹部職員にあっては、100分の133.5以上100分の148未満）	100分の115以上100分の126.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の136以上100分の150.5未満）
第39条第6項第3号	100分の101（特定幹部職員にあっては、100分の121）	100分の103.5（特定幹部職員にあっては、100分の123.5）
第39条第6項第4号	100分の101未満（特定幹部職員にあっては、100分の121未満）	100分の103.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の123.5未満）

附 則（令7則6）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条及び第22条の改正規定は、令和8年4月1日から適用する。

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、第17条の管理職手当の支給に当たっては、別表第10の大学教員については、当該手当から、当該手当額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 第20条第3項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「扶養親族たる配偶者については3,000円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、支給しない）、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職（一）8級職員等にあっては、3,500円）」と、「10,000円」とあるのは「11,500円」と読み替えるものとする。
- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号俸に応じて学長が別に定める。

別表第1（第4条第2項関係）

一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2		231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3		233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4		234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5		236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6		237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7		239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					

86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第4条第2項関係）

一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		227,700	247,600	280,400	308,100
2		228,500	248,700	281,100	309,500
3		229,300	249,700	281,800	310,800
4		230,100	250,700	282,500	312,000
5		230,800	251,700	283,100	313,000
6		231,600	252,900	283,700	314,200
7		232,400	254,000	284,300	315,400
8		233,200	255,000	284,900	316,500
9		234,000	256,100	285,500	317,600
10		234,700	257,100	286,100	318,700
11		235,400	258,000	286,700	319,800
12		236,100	258,500	287,200	320,900
13		236,800	259,100	287,700	321,900
14		237,400	259,500	288,200	323,000
15		238,000	259,900	288,700	324,100
16		238,600	260,400	289,100	325,200
17		239,200	260,900	289,500	326,200
18		239,800	261,400	289,900	327,300
19		240,400	261,900	290,300	328,400
20		240,900	262,500	290,700	329,400
21		241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700

41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	

86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		
106		270, 300	306, 400		
107		270, 600	306, 800		
108		270, 800	307, 100		
109		271, 100	307, 300		
110		271, 400	307, 600		
111		271, 700	307, 900		
112		271, 900	308, 100		
113		272, 100	308, 300		
114		272, 400	308, 600		
115		272, 600	308, 900		
116		272, 800	309, 100		
117		273, 100	309, 300		
118		273, 400	309, 600		
119		273, 700	309, 900		
120		273, 900	310, 100		
121		274, 100	310, 300		
122		274, 300	310, 600		
123		274, 600	310, 900		
124		274, 900	311, 100		
125		275, 100	311, 300		
126		275, 300	311, 600		
127		275, 600	311, 900		
128		275, 900	312, 100		
129		276, 100	312, 300		
130		276, 300			

131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考

この表は、自動車運転手、調理師、守衛、用務員、農業作業員に適用する。

別表第3（第4条第2項関係）

教育職俸給表（一）

職務の 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	255,900	302,600	372,100	416,300	
22	257,400	305,000	373,300	417,400	
23	258,900	307,400	374,500	418,500	
24	260,400	309,600	375,600	419,700	
25	261,900	311,800	376,700	420,600	
26	263,600	313,800	378,100	421,700	
27	265,300	315,800	379,400	422,800	
28	267,000	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,600	337,000	394,100	435,200	
40	283,600	338,100	395,200	436,000	

41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,600	340,500	400,800	440,100	
46	289,600	341,000	401,800	441,000	
47	290,600	341,500	402,800	442,000	
48	291,500	341,900	403,700	442,900	
49	292,400	342,300	404,900	443,800	
50	292,900	342,700	406,300	444,700	
51	293,300	343,100	407,700	445,700	
52	293,900	343,500	409,100	446,600	
53	294,300	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,100	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	303,900	353,600	424,300	462,100	
78	304,300	354,100	424,600	462,500	
79	304,700	354,600	425,000	462,800	
80	305,100	355,100	425,300	463,100	
81	305,400	355,600	425,600	463,400	
82	305,800	356,300	426,000	463,800	
83	306,200	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	

86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,500	360,600	428,100		
90	308,900	361,000	428,400		
91	309,300	361,400	428,700		
92	309,700	361,800	429,000		
93	310,100	362,200	429,300		
94	310,600	362,600	429,600		
95	311,100	363,100	429,900		
96	311,500	363,500	430,200		
97	311,900	364,100	430,500		
98	312,400	364,600	430,800		
99	312,900	365,000	431,100		
100	313,500	365,500	431,400		
101	313,800	365,900	431,700		
102	314,100	366,400	432,000		
103	314,400	366,700	432,300		
104	314,700	367,100	432,600		
105	315,000	367,600	432,800		
106	315,300	368,000			
107	315,600	368,500			
108	315,800	369,000			
109	316,100	369,400			
110	316,400	369,900			
111	316,800	370,300			
112	317,200	370,700			
113	317,500	371,100			
114	317,900	371,500			
115	318,200	371,900			
116	318,500	372,300			
117	318,700	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,300	374,600			
123	320,600	375,100			
124	321,000	375,400			
125	321,200	375,800			
126	321,400	376,300			
127	321,700	376,800			
128	322,000	377,200			
129	322,200	377,600			
130	322,500	378,100			

131	322,900	378,600			
132	323,100	379,100			
133	323,300	379,600			
134	323,600	380,100			
135	324,000	380,600			
136	324,200	381,100			
137	324,400	381,600			
138	324,600	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,500	383,600			
142	325,800				
143	326,100				
144	326,400				
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				

備考

この表は、本学の大学に勤務する教授，准教授，講師，助教に適用する。

別表第 4（第 4 条第 2 項関係）

教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
22	243,200	280,300	354,500	407,300	
23	244,500	282,500	356,100	408,700	
24	245,800	284,600	357,600	410,000	
25	247,000	286,600	359,100	411,600	
26	248,200	288,500	360,700	413,000	
27	249,400	290,400	362,300	414,300	
28	250,600	292,200	363,800	415,700	
29	251,700	294,000	365,300	417,100	
30	252,900	295,900	366,900	418,400	
31	254,100	297,700	368,500	419,900	
32	255,300	299,400	370,000	421,400	
33	256,400	301,100	371,500	423,000	
34	257,700	302,900	373,100	424,400	
35	259,000	304,600	374,700	426,000	
36	260,300	306,200	376,200	427,500	
37	261,700	307,800	377,700	429,200	
38	263,100	309,500	379,200	430,700	
39	264,400	311,300	380,700	432,300	
40	265,700	313,000	382,100	433,900	

41	267,000	314,300	383,500	435,400	
42	268,000	316,200	385,000	436,900	
43	269,000	318,000	386,400	438,100	
44	269,900	319,700	387,800	439,300	
45	270,600	321,400	389,300	440,500	
46	271,400	323,300	390,900	441,800	
47	272,200	325,000	392,500	443,000	
48	273,000	326,700	393,900	444,200	
49	273,800	328,400	395,100	445,300	
50	274,600	330,200	396,500	446,500	
51	275,300	332,000	397,900	447,700	
52	276,100	333,700	399,200	448,900	
53	276,900	335,400	400,400	450,100	
54	277,700	336,700	401,600	451,300	
55	278,500	338,000	402,900	452,500	
56	279,300	339,300	404,200	453,700	
57	280,000	340,800	405,500	454,800	
58	280,600	342,400	406,800	455,400	
59	281,400	343,900	408,200	455,900	
60	282,300	345,500	409,400	456,400	
61	283,100	347,000	410,600	456,900	
62	283,700	348,600	412,000		
63	284,500	350,200	413,400		
64	285,200	351,700	414,700		
65	286,200	353,200	415,900		
66	287,000	354,800	417,100		
67	287,800	356,400	418,400		
68	288,500	357,900	419,800		
69	289,200	359,400	421,100		
70	290,000	361,000	422,300		
71	290,800	362,600	423,300		
72	291,500	364,100	424,500		
73	292,200	365,600	425,700		
74	292,900	367,200	426,800		
75	293,600	368,800	428,000		
76	294,200	370,300	429,000		
77	294,800	371,800	430,100		
78	295,500	373,200	431,100		
79	296,200	374,600	432,100		
80	296,800	375,900	433,100		
81	297,400	377,200	434,000		
82	298,100	378,600	434,800		
83	298,800	380,000	435,600		
84	299,500	381,300	436,400		
85	300,200	382,400	437,100		

86	301,000	383,800	437,500		
87	301,700	385,100	437,900		
88	302,400	386,400	438,300		
89	303,100	387,600	438,700		
90	304,000	388,900	439,000		
91	304,800	390,000	439,300		
92	305,600	391,200	439,500		
93	306,100	392,400	439,800		
94	306,900	393,500	440,100		
95	307,700	394,700	440,400		
96	308,500	395,900	440,600		
97	309,200	397,300	440,800		
98	310,000	398,300	441,100		
99	310,800	399,300	441,400		
100	311,500	400,300	441,600		
101	312,300	401,200	441,800		
102	313,200	402,200	442,100		
103	314,100	403,300	442,400		
104	314,900	404,400	442,600		
105	315,500	405,100	442,800		
106	316,300	406,000			
107	317,100	406,900			
108	317,900	407,800			
109	318,600	408,600			
110	319,000	409,400			
111	319,400	410,200			
112	319,900	411,000			
113	320,400	411,600			
114	320,800	412,300			
115	321,300	413,000			
116	321,700	413,700			
117	322,200	414,300			
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			
120	323,600	415,500			
121	324,100	415,800			
122	324,500	416,100			
123	325,000	416,400			
124	325,500	416,600			
125	326,100	416,800			
126	326,400	417,100			
127	326,700	417,400			
128	327,000	417,600			
129	327,200	417,800			
130	327,500	418,100			

131	327,800	418,400			
132	328,000	418,600			
133	328,200	418,800			
134	328,400	419,100			
135	328,600	419,400			
136	328,900	419,600			
137	329,200	419,800			
138	329,400	420,100			
139	329,700	420,400			
140	330,000	420,600			
141	330,200	420,800			
142	330,400	421,100			
143	330,700	421,400			
144	330,900	421,600			
145	331,200	421,800			
146	331,400				
147	331,700				
148	332,000				
149	332,200				
150	332,400				
151	332,700				
152	333,000				
153	333,200				

備考

- (1) この表は、本学の附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長，副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭及び助教諭に適用する。ただし、国際中等教育学校に勤務する教員で先端教育人材育成推進機構共同研究員を委嘱された者の適用については学長が個別に定める。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である者の俸給月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 5（第 4 条第 2 項関係）

教育職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,300	376,000	
23	244,500	259,500	355,700	377,200	
24	245,800	260,800	357,000	378,300	
25	247,000	262,100	358,300	379,400	
26	248,100	264,000	359,700	380,600	
27	249,200	265,800	361,100	381,800	
28	250,300	267,600	362,400	382,900	
29	251,500	269,300	363,700	384,000	
30	252,800	271,500	365,100	385,200	
31	254,000	273,700	366,400	386,400	
32	255,200	275,900	367,700	387,500	
33	256,300	278,100	369,000	388,600	
34	257,500	280,300	370,200	389,800	
35	258,700	282,500	371,400	391,000	
36	259,900	284,600	372,600	392,200	
37	261,100	286,600	373,800	393,400	
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	

41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	
46	271,000	302,900	384,500	404,100	
47	271,800	304,600	385,800	405,300	
48	272,600	306,200	387,000	406,500	
49	273,300	307,800	387,900	407,600	
50	274,100	309,500	389,100	408,600	
51	274,800	311,300	390,100	409,900	
52	275,500	313,000	391,200	411,100	
53	276,300	314,300	392,000	412,300	
54	277,100	316,200	393,100	413,400	
55	277,900	318,000	394,100	414,500	
56	278,600	319,700	395,100	415,600	
57	279,300	321,400	396,200	416,600	
58	280,100	323,300	397,200	417,800	
59	280,900	325,000	398,300	419,000	
60	281,600	326,700	399,400	420,200	
61	282,200	328,400	400,400	420,800	
62	282,900	330,200	401,500	421,600	
63	283,600	332,000	402,600	422,300	
64	284,200	333,700	403,600	422,800	
65	284,900	335,400	404,500	423,100	
66	285,600	336,700	405,400	423,400	
67	286,300	338,000	406,400	423,800	
68	287,000	339,300	407,400	424,200	
69	287,700	340,800	408,200	424,500	
70	288,500	342,300	409,000	424,900	
71	289,200	343,800	409,700	425,200	
72	289,900	345,300	410,500	425,500	
73	290,400	346,700	411,200	425,800	
74	291,100	348,200	411,800	426,200	
75	291,800	349,700	412,500	426,500	
76	292,400	351,200	413,200	426,800	
77	293,000	352,600	413,800	427,100	
78	293,700	354,100	414,500	427,400	
79	294,300	355,600	415,000	427,700	
80	294,900	357,100	415,600	427,900	
81	295,500	358,500	416,000	428,100	
82	296,100	359,800	416,400		
83	296,700	361,100	416,700		
84	297,300	362,300	417,000		
85	297,800	363,500	417,200		

86	298,300	364,700	417,500		
87	298,800	365,900	417,800		
88	299,300	367,000	418,000		
89	299,700	368,100	418,200		
90	300,300	369,200	418,500		
91	300,800	370,300	418,800		
92	301,300	371,400	419,000		
93	301,600	372,500	419,200		
94	302,100	373,700	419,500		
95	302,600	374,800	419,800		
96	303,000	375,900	420,000		
97	303,400	376,900	420,200		
98	303,900	377,900	420,500		
99	304,400	378,800	420,800		
100	304,800	379,700	421,000		
101	305,200	380,500	421,200		
102	305,600	381,500	421,500		
103	306,000	382,400	421,800		
104	306,300	383,300	422,000		
105	306,500	384,100	422,200		
106	306,800	385,000			
107	307,100	385,900			
108	307,300	386,800			
109	307,500	387,600			
110	307,700	388,600			
111	308,000	389,500			
112	308,300	390,400			
113	308,500	391,000			
114	308,700	391,900			
115	308,900	392,800			
116	309,200	393,700			
117	309,500	394,500			
118	309,700	395,200			
119	310,000	396,000			
120	310,300	396,800			
121	310,500	397,400			
122	310,700	398,100			
123	310,900	398,800			
124	311,200	399,400			
125	311,500	400,000			
126		400,700			
127		401,200			
128		401,800			
129		402,400			
130		403,000			

131		403,500			
132		404,000			
133		404,300			
134		404,600			
135		404,900			
136		405,200			
137		405,500			
138		405,800			
139		406,100			
140		406,400			
141		406,700			
142		407,000			
143		407,300			
144		407,600			
145		407,800			
146		408,100			
147		408,400			
148		408,600			
149		408,800			
150		409,100			
151		409,400			
152		409,600			
153		409,800			
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			

備考

- (1) この表は、本学の附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長(園長を含む。), 副校長(副園長を含む。), 主幹教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち, その職務の級が3級である者の俸給月額, この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 6（第 4 条第 2 項関係）

医療職俸給表（一）

職務の 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
1		227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2		228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3		230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		

41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300		
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600		
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900		
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200		
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400		
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000		
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300		
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800		
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000			
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800			
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200				

86		294, 100	331, 700	352, 500				
87		294, 300	332, 000	352, 800				
88		294, 500	332, 300	353, 100				
89		294, 900	332, 600	353, 500				
90		295, 100	332, 800	353, 800				
91		295, 300	333, 200	354, 100				
92		295, 500	333, 500	354, 400				
93		295, 900	333, 700	354, 700				
94		296, 100	334, 000	355, 100				
95		296, 300	334, 300	355, 500				
96		296, 600	334, 600	355, 900				
97		296, 900	334, 800	356, 400				
98		297, 100	335, 100	356, 800				
99		297, 300	335, 400	357, 200				
100		297, 600	335, 600	357, 600				
101		297, 900	335, 800	358, 100				
102		298, 100	336, 000					
103		298, 300	336, 400					
104		298, 600	336, 600					
105		298, 900	336, 800					
106			337, 200					
107			337, 600					
108			338, 000					
109			338, 200					
110								
111								
112								
113								

備考

この表は，附属学校に勤務する栄養士に適用する。

別表第7（第4条第2項関係）

医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		

86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600			
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200			
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700			
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000			
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500			
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900			
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200			
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800			
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300			
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800			
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300			
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900			
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400			
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900			
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300			
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900			
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600				
111	297, 800	328, 800	363, 100				
112	298, 100	329, 100	363, 500				
113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					

131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第7の2 昇給号俸数表（第10条関係）

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
55歳に達しない職員	8以上	6	4（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者にあつては3）	2	0
55歳以上の職員	2以上	1	0	0	0

備考 一般職（二）の適用を受ける職員については、「55歳」とあるのは「57歳」と読み替えて適用する。

別表第8 俸給の調整額の適用区分表（第16条関係）

勤務箇所	対象職員	調整数
1 連合学校教育学研究科若しくは教育学研究科	連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，主任として学生4人以上に対する研究指導に従事する教員	3
	(1) 連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する教員又は主任として学生に対する研究指導に従事する教員（調整数3に該当する教員を除く） (2) 連合学校教育学研究科専任教員（調整数3に該当する場合を除く）	2
	(1) 教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授，講師及び助教のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として学生に対する研究指導を担当する教員（調整数2若しくは調整数3に該当する教員を除く） (2) 教育学研究科における学生の指導を命じられている助教のうち，当該研究科の授業科目の担当教員を補助して行う学生指導及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合せて授業4単位分に相当する時間以上（このうち，授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。）である者	1
2 附属特別支援学校	幼児，児童又は生徒に授業を行い，特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭	2

別表第9 調整基本額（第16条関係）

教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000 円。 ただし、1 号俸 8,590 円、2 号俸 8,685 円、3 号俸 8,779 円、 4 号俸 8,869 円、5 号俸 8,955 円
2 級	10,500 円。 ただし、1 号俸 10,489 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円

教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000 円。 ただし、1 号俸 7,974 円、2 号俸 8,041 円、3 号俸 8,113 円、 4 号俸 8,181 円、5 号俸 8,253 円、6 号俸 8,338 円、 7 号俸 8,419 円、8 号俸 8,505 円、9 号俸 8,581 円、 10 号俸 8,676 円、11 号俸 8,766 円、12 号俸 8,856 円、 13 号俸 8,946 円
2 級	11,100 円。 ただし、1 号俸 9,886 円、2 号俸 9,963 円、3 号俸 10,030 円、 4 号俸 10,098 円、5 号俸 10,174 円、6 号俸 10,233 円、 7 号俸 10,287 円、8 号俸 10,345 円、9 号俸 10,422 円、 10 号俸 10,498 円、11 号俸 10,575 円、12 号俸 10,647 円 13 号俸 10,714 円、14 号俸 10,804 円、15 号俸 10,890 円、 16 号俸 10,975 円、17 号俸 11,052 円
特2 級	11,500 円
3 級	12,200 円
4 級	13,100 円

別表第 10 管理職手当支給額（第 17 条関係）

○大学教員

区分	職 名	管理職手当
Ⅳ種	副学長	74,800 円
Ⅳ種	附属図書館長	74,800 円
Ⅳ種	連合学校教育学研究科長	74,800 円
Ⅳ種	学系長	74,800 円
Ⅳ種	附属学校運営参事	69,500 円
Ⅳ種	附属学校長(学長が指定する者については別に定める)	64,100 円
Ⅴ種	学長補佐(学長が指定する者に限る)	37,400 円
Ⅴ種	機構長・センター長・所長(学長が指定する者については別に定める)	26,700 円
Ⅴ種	教育研究評議会評議員	26,700 円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。		

○附属学校教員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅳ種	附属学校運営参事・附属学校長・附属幼稚園長	4	59,200円
Ⅳ種	附属学校副校長・附属幼稚園副園長	4	54,600円
		3	52,000円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

○事務系職員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅰ 種	事務局長	10	139,300円
		9	130,300円
		8	117,100円
Ⅱ 種	部長	8	94,000円
		7	88,500円
Ⅳ種	課長	6	62,300円
		5	59,500円
Ⅳ種	室長	6	62,300円
		5	59,500円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

別表第 1 1 初任給調整手当額（第 19 条関係）

期間の区分	手当月額	期間の区分	手当月額
1 年 未 満	51,100 円	18 年以上 19 年未満	29,700 円
1 年以上 2 年未満	51,100 円	19 年以上 20 年未満	28,300 円
2 年以上 3 年未満	51,100 円	20 年以上 21 年未満	26,900 円
3 年以上 4 年未満	51,100 円	21 年以上 22 年未満	26,300 円
4 年以上 5 年未満	51,100 円	22 年以上 23 年未満	25,700 円
5 年以上 6 年未満	51,100 円	23 年以上 24 年未満	24,700 円
6 年以上 7 年未満	49,300 円	24 年以上 25 年未満	24,100 円
7 年以上 8 年未満	47,500 円	25 年以上 26 年未満	23,500 円
8 年以上 9 年未満	45,700 円	26 年以上 27 年未満	22,900 円
9 年以上 10 年未満	43,900 円	27 年以上 28 年未満	22,300 円
10 年以上 11 年未満	42,100 円	28 年以上 29 年未満	21,500 円
11 年以上 12 年未満	40,300 円	29 年以上 30 年未満	21,200 円
12 年以上 13 年未満	38,500 円	30 年以上 31 年未満	20,800 円
13 年以上 14 年未満	36,700 円	31 年以上 32 年未満	20,200 円
14 年以上 15 年未満	35,300 円	32 年以上 33 年未満	19,300 円
15 年以上 16 年未満	33,900 円	33 年以上 34 年未満	18,400 円
16 年以上 17 年未満	32,500 円	34 年以上 35 年未満	17,700 円
17 年以上 18 年未満	31,100 円		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第 12 義務教育等教員特別手当額（第 31 条関係）

職務 の 級 号俸	教育職俸給表(二)の適用を受ける者				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
2	5,050	6,375	8,775	12,900	17,200
3	5,100	6,450	8,950	13,000	17,300
4	5,150	6,525	9,125	13,100	17,400
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,250	6,700	9,400	13,300	17,600
7	5,300	6,800	9,500	13,400	17,700
8	5,350	6,900	9,600	13,500	17,800
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,450	7,075	9,775	13,700	18,000
11	5,500	7,150	9,850	13,800	18,100
12	5,550	7,225	9,925	13,900	18,200
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,675	7,375	10,250	14,100	18,400
15	5,750	7,450	10,500	14,200	18,500
16	5,825	7,525	10,750	14,300	18,600
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,975	7,675	11,100	14,500	18,775
19	6,050	7,750	11,200	14,600	18,850
20	6,125	7,825	11,300	14,700	18,925
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,275	8,000	11,500	14,875	19,100
23	6,350	8,100	11,600	14,950	19,200
24	6,425	8,200	11,700	15,025	19,300
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,575	8,450	11,975	15,200	19,450
27	6,650	8,600	12,150	15,300	19,500
28	6,725	8,750	12,325	15,400	19,550
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,875	9,000	12,575	15,600	19,675
31	6,950	9,100	12,650	15,700	19,750
32	7,025	9,200	12,725	15,800	19,825
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,175	9,400	12,975	16,000	19,975
35	7,250	9,500	13,150	16,100	20,050

36	7, 325	9, 600	13, 325	16, 200	20, 125
37	7, 400	9, 700	13, 500	16, 300	20, 200
38	7, 475	9, 900	13, 575	16, 400	
39	7, 550	10, 100	13, 650	16, 500	
40	7, 625	10, 300	13, 725	16, 600	
41	7, 700	10, 500	13, 800	16, 700	
42	7, 775	10, 600	13, 875	16, 800	
43	7, 850	10, 700	13, 950	16, 900	
44	7, 925	10, 800	14, 025	17, 000	
45	8, 000	10, 900	14, 100	17, 100	
46	8, 075	11, 000	14, 175	17, 175	
47	8, 150	11, 100	14, 250	17, 250	
48	8, 225	11, 200	14, 325	17, 325	
49	8, 300	11, 300	14, 400	17, 400	
50	8, 375	11, 500	14, 475	17, 475	
51	8, 450	11, 700	14, 550	17, 550	
52	8, 525	11, 900	14, 625	17, 625	
53	8, 600	12, 100	14, 700	17, 700	
54	8, 650	12, 200	14, 825	17, 775	
55	8, 700	12, 300	14, 950	17, 850	
56	8, 750	12, 400	15, 075	17, 925	
57	8, 800	12, 500	15, 200	18, 000	
58	8, 875	12, 600	15, 275	18, 075	
59	8, 950	12, 700	15, 350	18, 150	
60	9, 025	12, 800	15, 425	18, 225	
61	9, 100	12, 900	15, 500	18, 300	
62	9, 175	13, 000	15, 650	18, 350	
63	9, 250	13, 100	15, 800	18, 400	
64	9, 325	13, 200	15, 950	18, 450	
65	9, 400	13, 300	16, 100	18, 500	
66	9, 475	13, 400	16, 150	18, 550	
67	9, 550	13, 500	16, 200	18, 600	
68	9, 625	13, 600	16, 250	18, 650	
69	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
70	9, 750	13, 775	16, 350	18, 750	
71	9, 800	13, 850	16, 400	18, 800	
72	9, 850	13, 925	16, 450	18, 850	
73	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
74	9, 975	14, 100	16, 625	18, 950	
75	10, 050	14, 200	16, 750	19, 000	
76	10, 125	14, 300	16, 875	19, 050	
77	10, 200	14, 400	17, 000	19, 100	
78	10, 250	14, 475	17, 050		
79	10, 300	14, 550	17, 100		
80	10, 350	14, 625	17, 150		

81	10, 400	14, 700	17, 200		
82	10, 450	14, 775	17, 250		
83	10, 500	14, 850	17, 300		
84	10, 550	14, 925	17, 350		
85	10, 600	15, 000	17, 400		
86	10, 650	15, 100	17, 450		
87	10, 700	15, 200	17, 500		
88	10, 750	15, 300	17, 550		
89	10, 800	15, 400	17, 600		
90	10, 850	15, 475	17, 650		
91	10, 900	15, 550	17, 700		
92	10, 950	15, 625	17, 750		
93	11, 000	15, 700	17, 800		
94	11, 050	15, 775	17, 875		
95	11, 100	15, 850	17, 950		
96	11, 150	15, 925	18, 025		
97	11, 200	16, 000	18, 100		
98	11, 250	16, 075	18, 125		
99	11, 300	16, 150	18, 150		
100	11, 350	16, 225	18, 175		
101	11, 400	16, 300	18, 200		
102	11, 425	16, 350	18, 225		
103	11, 450	16, 400	18, 250		
104	11, 475	16, 450	18, 275		
105	11, 500	16, 500	18, 300		
106	11, 525	16, 575	18, 325		
107	11, 550	16, 650	18, 350		
108	11, 575	16, 725	18, 375		
109	11, 600	16, 800	18, 400		
110	11, 625	16, 850	18, 400		
111	11, 650	16, 900	18, 400		
112	11, 675	16, 950	18, 400		
113	11, 700	17, 000	18, 400		
114	11, 750	17, 050	18, 400		
115	11, 800	17, 100	18, 400		
116	11, 850	17, 150	18, 400		
117	11, 900	17, 200	18, 400		
118	11, 925	17, 250			
119	11, 950	17, 300			
120	11, 975	17, 350			
121	12, 000	17, 400			
122	12, 025	17, 450			
123	12, 050	17, 500			
124	12, 075	17, 550			
125	12, 100	17, 600			

126	12, 150	17, 600			
127	12, 200	17, 600			
128	12, 250	17, 600			
129	12, 300	17, 600			
130	12, 325	17, 600			
131	12, 350	17, 600			
132	12, 375	17, 600			
133	12, 400	17, 600			
134	12, 425	17, 600			
135	12, 450	17, 600			
136	12, 475	17, 600			
137	12, 500	17, 600			
138	12, 525	17, 600			
139	12, 550	17, 600			
140	12, 575	17, 600			
141	12, 600	17, 600			
142	12, 650	17, 600			
143	12, 700	17, 600			
144	12, 750	17, 600			
145	12, 800	17, 600			
146	12, 825				
147	12, 850				
148	12, 875				
149	12, 900				
150	12, 925				
151	12, 950				
152	12, 975				
153	13, 000				

教育職俸給表(三)の適用を受ける者					
職務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,050	5,475	8,775	10,800	17,200
3	5,100	5,550	8,950	10,900	17,300
4	5,150	5,625	9,125	11,000	17,400
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,250	5,775	9,400	11,200	17,600
7	5,300	5,850	9,500	11,300	17,700
8	5,350	5,925	9,600	11,400	17,800
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,450	6,075	9,775	11,725	18,000
11	5,500	6,150	9,850	11,950	18,100
12	5,550	6,225	9,925	12,175	18,200
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,675	6,375	10,250	12,500	18,400
15	5,750	6,450	10,500	12,600	18,500
16	5,825	6,525	10,750	12,700	18,600
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,975	6,700	11,100	12,900	18,775
19	6,050	6,800	11,200	13,000	18,850
20	6,125	6,900	11,300	13,100	18,925
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,275	7,075	11,500	13,300	19,100
23	6,350	7,150	11,600	13,400	19,200
24	6,425	7,225	11,700	13,500	19,300
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,575	7,375	11,975	13,700	19,450
27	6,650	7,450	12,150	13,800	19,500
28	6,725	7,525	12,325	13,900	19,550
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,875	7,675	12,575	14,100	19,675
31	6,950	7,750	12,650	14,200	19,750
32	7,025	7,825	12,725	14,300	19,825
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,175	8,000	12,975	14,500	19,975
35	7,250	8,100	13,150	14,600	20,050

36	7, 325	8, 200	13, 325	14, 700	20, 125
37	7, 400	8, 300	13, 500	14, 800	20, 200
38	7, 475	8, 450	13, 575	14, 875	
39	7, 550	8, 600	13, 650	14, 950	
40	7, 625	8, 750	13, 725	15, 025	
41	7, 700	8, 900	13, 800	15, 100	
42	7, 775	9, 000	13, 875	15, 200	
43	7, 850	9, 100	13, 950	15, 300	
44	7, 925	9, 200	14, 025	15, 400	
45	8, 000	9, 300	14, 100	15, 500	
46	8, 075	9, 400	14, 175	15, 600	
47	8, 150	9, 500	14, 250	15, 700	
48	8, 225	9, 600	14, 325	15, 800	
49	8, 300	9, 700	14, 400	15, 900	
50	8, 375	9, 900	14, 475	16, 000	
51	8, 450	10, 100	14, 550	16, 100	
52	8, 525	10, 300	14, 625	16, 200	
53	8, 600	10, 500	14, 700	16, 300	
54	8, 650	10, 600	14, 825	16, 400	
55	8, 700	10, 700	14, 950	16, 500	
56	8, 750	10, 800	15, 075	16, 600	
57	8, 800	10, 900	15, 200	16, 700	
58	8, 875	11, 000	15, 275	16, 800	
59	8, 950	11, 100	15, 350	16, 900	
60	9, 025	11, 200	15, 425	17, 000	
61	9, 100	11, 300	15, 500	17, 100	
62	9, 175	11, 500	15, 650	17, 175	
63	9, 250	11, 700	15, 800	17, 250	
64	9, 325	11, 900	15, 950	17, 325	
65	9, 400	12, 100	16, 100	17, 400	
66	9, 475	12, 200	16, 150	17, 475	
67	9, 550	12, 300	16, 200	17, 550	
68	9, 625	12, 400	16, 250	17, 625	
69	9, 700	12, 500	16, 300	17, 700	
70	9, 750	12, 600	16, 350	17, 775	
71	9, 800	12, 700	16, 400	17, 850	
72	9, 850	12, 800	16, 450	17, 925	
73	9, 900	12, 900	16, 500	18, 000	
74	9, 975	13, 000	16, 625	18, 075	
75	10, 050	13, 100	16, 750	18, 150	
76	10, 125	13, 200	16, 875	18, 225	
77	10, 200	13, 300	17, 000	18, 300	
78	10, 250	13, 400	17, 050	18, 350	
79	10, 300	13, 500	17, 100	18, 400	
80	10, 350	13, 600	17, 150	18, 450	

81	10, 400	13, 700	17, 200	18, 500	
82	10, 450	13, 775	17, 250	18, 550	
83	10, 500	13, 850	17, 300	18, 600	
84	10, 550	13, 925	17, 350	18, 650	
85	10, 600	14, 000	17, 400	18, 700	
86	10, 650	14, 100	17, 450	18, 750	
87	10, 700	14, 200	17, 500	18, 800	
88	10, 750	14, 300	17, 550	18, 850	
89	10, 800	14, 400	17, 600	18, 900	
90	10, 850	14, 475	17, 650	18, 950	
91	10, 900	14, 550	17, 700	19, 000	
92	10, 950	14, 625	17, 750	19, 050	
93	11, 000	14, 700	17, 800	19, 100	
94	11, 050	14, 775	17, 875		
95	11, 100	14, 850	17, 950		
96	11, 150	14, 925	18, 025		
97	11, 200	15, 000	18, 100		
98	11, 250	15, 100	18, 125		
99	11, 300	15, 200	18, 150		
100	11, 350	15, 300	18, 175		
101	11, 400	15, 400	18, 200		
102	11, 425	15, 475	18, 225		
103	11, 450	15, 550	18, 250		
104	11, 475	15, 625	18, 275		
105	11, 500	15, 700	18, 300		
106	11, 525	15, 775	18, 325		
107	11, 550	15, 850	18, 350		
108	11, 575	15, 925	18, 375		
109	11, 600	16, 000	18, 400		
110	11, 625	16, 075	18, 400		
111	11, 650	16, 150	18, 400		
112	11, 675	16, 225	18, 400		
113	11, 700	16, 300	18, 400		
114	11, 750	16, 350	18, 400		
115	11, 800	16, 400	18, 400		
116	11, 850	16, 450	18, 400		
117	11, 900	16, 500	18, 400		
118	11, 925	16, 575			
119	11, 950	16, 650			
120	11, 975	16, 725			
121	12, 000	16, 800			
122	12, 025	16, 850			
123	12, 050	16, 900			
124	12, 075	16, 950			
125	12, 100	17, 000			

126		17, 050			
127		17, 100			
128		17, 150			
129		17, 200			
130		17, 250			
131		17, 300			
132		17, 350			
133		17, 400			
134		17, 450			
135		17, 500			
136		17, 550			
137		17, 600			
138		17, 600			
139		17, 600			
140		17, 600			
141		17, 600			
142		17, 600			
143		17, 600			
144		17, 600			
145		17, 600			
146		17, 600			
147		17, 600			
148		17, 600			
149		17, 600			
150		17, 600			
151		17, 600			
152		17, 600			
153		17, 600			
154		17, 600			
155		17, 600			
156		17, 600			
157		17, 600			